

<「奨学寄附金」申請要項【2025 年度】>

1. 趣旨

当社は、「かけがえのない生命のために」という創業精神のもと、医学、医療の発展に寄与することを目的に、研究機能を有する日本国内の大学・病院の教室・診療科において実施される医療に関わる研究活動を支援します。

※2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの教室等における研究活動全般が対象であり、研究者個人や特定の研究テーマに対する支援ではありません。

2. 支援可能な対象領域

次の対象領域が、教室等の主要な研究活動である場合に申請できます。

- ・輸液・栄養に関する領域
- ・透析に関する領域
- ・外科治療に関する領域
- ・血液・細胞に関する領域
- ・その他、当社の重点領域

3. 対象施設

次のいずれかの施設に属する教室等を対象とします。

①国（国立大学法人を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）及び学校法人が運営する大学またはその附属病院

附属病院の本院の場合、支援を実施する際は原則、本院の診療科/部門ではなく、大学院医学系研究科/医学科等の教室等へ実施させていただきますので、そちらからご申請ください。

②法令上研究機能をあわせ有する病院

【例】国立病院機構傘下の病院の臨床研究センターまたは臨床研究部の研究室、国立研究開発法人

③医療機関を開設する法人の研究部門（研究所）のうち、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会及び医療機器業公正取引協議会で寄附が認められた施設

なお、公募による寄附講座の新規設置と更新に関する支援は行っておりません。

4. 申請期間

2025 年 4 月 25 日 10:00 ～ 2025 年 6 月 30 日 17:00

※上記期間を過ぎた申請は受付できません。

5. 申請者・申請入力者

申請者：教室等を代表する最上位役職の方

申請入力者：当申請フォームから入力される方

6. 申請回数

申請期間中、1教室あたり1回まで

※複数回申請された場合は受付できません。

7. 申請方法

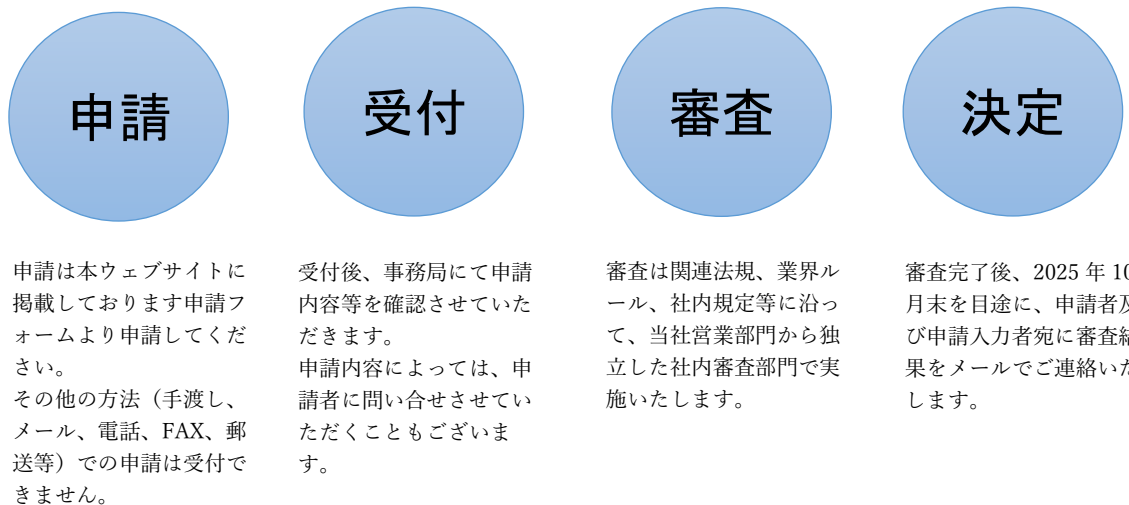
事前に申請要項をご確認の上、下記申請フォームにて申請してください。

※手渡し・メール・電話・FAX・郵送での受付は不可とします。

申請フォーム

<https://forms.gle/EX5JvFf5HwEFzbGs9>

8. 申請から決定までのプロセス



9. 支払先・支払手順

支払先：指定する銀行口座に振り込みます。

支払手順：奨学寄附金額の連絡の後、奨学寄附申込書を当社から送付して、施設の事務手順に従って支払の手続きを行います。

10. 用途

対象の年度終了時点において、医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援に使用し

なかった場合、又は申請内容と異なる目的・活動に使用した場合、一部又は全部の返還をお願いする場合があります。

11. 報告

医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援を使用した研究活動に関して、当社報告書様式を用いて下記メールアドレスへ研究報告情報のご提出をお願いいたします。

なお、研究報告情報をご送付いただけない場合、次回以降の申請をお受けできないことをご了承願います。

研究報告書様式

送付先：syougaku-kifu@jms.cc

12. 注意事項

- 1) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援は、申請に基づき支援させていただくものであり、当社から支援を提案することはございません。
- 2) 当社営業担当者が本申請における代行、問い合わせ等の取次ぎ等を行うことはできません。
- 3) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援は、当社製品に関する研究（当社製品の有効性・安全性の評価）に使用できません。
- 4) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援を使用した研究活動については、必ず報告書の提出をお願いいたします。
- 5) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援について、奨学寄附金の収支報告書の提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。
- 6) 申請内容が申請要項を満たしていない場合は受理できない場合がございますので、予めご了承ください。
- 7) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援を受領された場合、当社の「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に基づき、大学名／研究機関名、受領された医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援の年間（当社会計年度）の件数と総額を当社コーポレートウェブサイトにて公開します。
- 8) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援の金額は、年度ごとの予算、申請数により変動いたしますので、金額のご希望に添えない場合があります。また、審査の結果、支援できないことがあります。
- 9) 審査結果に対する異議申し立て、審査内容、その他審査に関する開示請求はお受けすることができません。
- 10) 医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援の受領者は、利益相反に関する情報を求められた場合、当支援に関し適切に開示してください。
- 11) 支援決定の通知後でも、当社からの確認事項について、申請者や貴施設奨学寄附担

当者と 2025 年 12 月末日までに合意が得られず、指定銀行口座に入金できない場合は、支援できませんのでご注意ください。

13. お問い合わせ

医学、医療の発展に寄与する研究活動への支援に関するお問い合わせはこちらよりお問合せください。

JMS 奨学寄附金事務局：syougaku-kifu@jms.cc